内閣衆質一五九第九四号

平成十六年五月十八日

内閣総理大臣 小 泉 純 郎

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員照屋寛徳君提出いわゆるYナンバー車両の違法登録に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付す

る。

衆議院議員照屋寛徳君提出いわゆるYナンバー車両の違法登録に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

分 法律 登録をしないものとされているところ、 ばならないとされ、 保管場所法第四条第一項の政令で定める書面 若しくは軍属又はそれらの家族の私用に供される、いわゆるYナンバー車両である場合、 の変更を伴う場合に限る。)をいう。 定の適用が除外されていない限り、 有者であるこれらの者についても、 (道路運送車両法 自動車がアメリカ合衆国 (使用 (昭和三十七年法律第百四十五号。以下「保管場所法」という。) の本拠の位置の変更に係るものに限る。)又は同法第十三条に規定する処分 同条第二項の規定により、当該行政庁は、 (昭和二十六年法律第百八十五号) (以下「合衆国」という。) 適用地域に関する経過措置に係る自動車の保管場所の確保等に関する 保管場所法が適用され、 以下同じ。)を受けようとする者は、 平成十年五月以降も、 (以下「自動車保管場所証明書」という。)を提出しなけれ 第四条に規定する処分、 の軍隊 保管場所法第四条第一 自動車保管場所証明書の提出がないときは、 自動車保管場所証明書が提出されている長 (以下「合衆国軍隊」という。) 附則の規定により保管場所法の規 登録に係る行政庁に対して、 同法第十二条に規定する処 項の規定により、 (使用の本拠の位置 当該自動車の保 の構成員 登録

崎県内に使用の本拠を有する自動車に係るものを除き、 いわゆるYナンバー車両の登録が自動車保管場所

証明書の提出なしにされていたものと認められる。

事務の取扱いについて」(平成十年六月九日付け自管発第三十一号自動車交通局技術安全部管理課長通達。 るとされているため、 のような取 文書により、 っては車庫 運輸省においては、 「管理課長通達」という。)を発出し、各地方運輸局整備部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対して、 扱いの変更の実施に当たっては、 証明書の提出がない場合にはこれを行わないこととする旨の通知を行ったところであるが、こ その管轄地域内の合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両の登録に当た 具体的な取扱いの変更日については追って通知することとしたところである。 「アメリカ合衆国の軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の私有車両の登録 合衆国軍隊において関係者 への 周知等の準備期間 が必要であ

鋭意合衆国政府との協議を行っていく所存であり、 隊内部で適切な周知措置が採られる必要があることから、六についてで述べるとおり、これまで合衆国政 府との協議を行ってきている。政府としては、 政府としては、 管理課長通達の内容を円滑に実施していくためには、 関連法令の適切な適用が早急に確保されるよう、 かかる協議を踏まえつつ、具体的な取扱いの変更日を 合衆国政府の理解を得て合衆国軍 引き続き

決定することとしている。

五について

運輸省 において、 管理課長通達の発出に当たり、 自動車保管場所証明書の取扱いや合衆国軍隊における

準備期間を設けることについて警察庁交通局及び外務省北米局と協議を行い、合意を得たものである。

六について

意の見直しに関する特別分科委員会、他の日米間の協議などを含む様々な機会において協議を行ってきた。 次にわたる日米合同委員会、 政府は、 平成十年六月以降、 平成十四年四月三日及び平成十六年五月十三日に開かれた日米合同委員会合 管理課長通達の内容を円滑に実施していくため、 合衆国政府との間で、 累

成十五年十一月以降、 本件に関しいくつかの書簡が交わされてきている。 これらの協議では、 日米 両 政府

日米合同委員会合意の見直しに関する特別分科委員会の日本側議長及び合衆国側議長の間では、

平

また、

は、 本件を早急に解決する必要性についての共通の認識に立って、 鋭意協議を行ってきているが、 お尋ね

の点のうち、右に述べた点以外の点にかかる合衆国政府との具体的な協議の内容等については、 これを公

にすると合衆国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあること等から答弁を差し控えたい。

七について

民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百十九条の共同不法行為の責任の成否については、 個々の不

法行為と損害との因果関係その他の要因から個々の事案ごとに判断されるものと考えられる。